

阿智村・清内路村合併協議会幹事会設置要領

(設置)

第1条 阿智村・清内路村合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第1項の規定により、阿智村・清内路村合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、阿智村・清内路村合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、阿智村・清内路村合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、両村の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は幹事をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから会長が指名する。

(会議)

第4条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて随時招集する。

(会議の運営)

第5条 幹事長は、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 幹事長は、必要に応じて関係職員等の会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について会長に報告するものとする。

(専門部会)

第8条 幹事会は、所掌事務を処理するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第14条に規定する協議会の事務局において処理する。

(その他の必要事項)

第10条 この要領に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月16日から施行する。

別表（第3条関係）

阿 智 村		清内路村	
職 名	氏 名	職 名	氏 名
統括参事	佐々木幸仁	副村長	野村健司
教育次長	林茂伸	教育長	原和機
総務参事	山内常弘	総務課長	佐藤義則